

2月定例県議会討論

2015年3月20日

日本共産党 長谷部淳県議

日本共産党の長谷部淳です。日本共産党を代表し、今議会に提案されている議案と請願への意見を述べさせていただきます。

最初に知事提出議案第1号県一般会計予算にかかわってです。

今議会は、安倍政権の横暴きわまる暴走の中身が明らかになるなかで開かれました。政府の最優先の課題は、原発事故の原因究明と事故収束、汚染水対策に全力をあげることです。ところが、「政府が前面に立つ」とはかけ声だけで、現実には原発の再稼働・輸出政策であり、政府予算案は、国民の声に反して、海外で戦争する国づくりをめざして軍事費をふやし、医療や介護、年金などにあてる社会保障の予算は自然増さえ大幅に切り込む一方、大企業には減税する三悪予算です。

社会保障の自然増予算の削減は、医療崩壊や介護崩壊をもたらした小泉内閣以来の方針で、「社会保障のため」という消費税増税の口実さえ完全に投げ捨てるものです。

とりわけ、原発震災から4年たっても、余計な放射線被ばくを避けるために避難を余儀なくされている県民を含め、いまだ12万人近い県民が避難生活を強いられ、震災関連死、孤独死が続き、子どもたちを含め、こころのケアはきわめて重大な課題となっています。こうした県民に真に寄り添い、現時点ではふるさとにもどれない県民を含め、一人残らず、奪われた人権をとり戻し、こころの復興を遂げ、生活と生業の再建、コミュニティ・社会生活の再生が復興の本質です。

今年は阪神・淡路大震災から20年目の年ですが、開発事業優先で被災者が取り残される「復興災害」ともいえる現実があり、その克服が課題とされています。その復興災害をもたらす要因は2つあり、ひとつは復興に名を借りた便乗型開発事業、もう一つは、既存制度の範囲内での施策なために、復興プログラムの貧困さや不作為があるとされます。

阪神・淡路とはまた質が格段に違う原発震災のただなかにある福島県として、その同じ轍を踏んでいないかどうか、きびしく点検されなければなりません。

県が進める復興のためのさまざまな拠点整備事業や、国主導のイノベーションコースト構想が、被災県民置き去りの事業となってはなりません。こうした事業計画を知った避難者から、「自分たちの生活再建は後回しだ」との声がすでに寄せられています。後回しにしてはならないのです。

本来、国は、「福島の復興なくして日本の再生なし」の立場をいっそう徹底させるべきところ、むしろ逆です。汚染水対策はじめ廃炉作業の前面に立つことはしないどころか、原発再稼働への前のめり姿勢、賠償打ち切りで「福島切り捨て」の姿勢が露骨

です。被災県民の立場に立ち切った毅然とした県としての姿勢と、被災県民の暮らしを支える施策の具体化が求められます。

原発事故収束の見込みが立たず、放射能汚染に対する不安が払しょくされないなかで、避難指示があろうがなかろうが避難する避難者すべてに対して生活を成り立たせるための施策、戻りたくても戻れない人たちの住まいの確保、国と東電によって就労不能損害の賠償が勝手に打ち切られた人たちの生活再建施策、などなど、知事が言う「将来の見通しを立て、自律的な生活再建の道を選択できる環境づくり」のための施策がまだまだ弱いと指摘せざるを得ません。

また、消費税増税の強行とあわせ、国が責任をもつべき社会保障分野では、年金の削減、高齢者の医療費窓口負担増、入院給食費の増、介護サービスを要支援1、2認定者から奪い取る、生活保護基準を引き下げるなど、次つぎと後退させるなか、こうした悪政から県民の暮らしを具体的に守ること、賃金面を含め、医療・介護の現場で働き続けられる条件整備も不可欠です。米価下落に加え、風評による深刻な影響を受ける家族農家を支える対策も求められます。

来年度予算案として示された事業には推進すべきものも少なくありませんが、被災県民からの切実な声に応えうる予算という点では不十分と評価せざるを得ません。被災者県民の視線で今後もきびしく指摘し続けることを表明するものです。

次に、知事提出議案第71号県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例にかかわってです。原発震災によって学校を奪われ、先生から切り離され、家族・友人からも引き離され、県内外に分散せざるを得ない子どもたちの現実を前に、スクール・ソーシャル・ワーカーやスクール・カウンセラーの拡充はもとより、一人の子どもに一人の正教員が必要だ、と現場からの悲鳴があるときに、従来の「標準」に基づく定数で、一人ひとりの子どもたちにきめ細かく寄り添うことは不可能です。正教員の拡充こそ、震災の教訓であることを肝に据えるべきです。

次に、議員提出議案第343号「国民に開かれた安全保障法制の議論を求める意見書」ならびに第344号「集団的自衛権行使の閣議決定を撤回し立法化しないことを求める意見書」、および344号議案にかかる請願第330号についてです。

そもそも日本国憲法は、いっさいの軍事力保持を禁じています。憲法9条を素直に読めば、自衛隊は違憲の存在であることは明らかです。しかし、歴代政府は、あくまで日本防衛に限定し、他国の戦争に参加する集団的自衛権の行使は容認しないから、自衛隊は合憲だとしてきました。海外派兵の場合も、他国の武力行使と「一体化しない」「戦地に行かない」という制約を設けてきました。

ところが昨年7月の閣議決定は、これらの歯止めを取り払いました。歯止めをなく

して歯止めの議論をすること自体、むなしいばかりです。案の定、自民・公明政権がとりまとめようとしている安全保障法制は、周辺事態法改定と海外派兵恒久法によって、地理的に無制限で戦地派兵を容認し、PKO法改定によって武器使用基準も拡大するものです。

まさに自衛隊員が戦地において「殺し殺される」危険が鮮明であり、そうなれば、日本の若者が戦地において命を落とすことも当然だとする国民意識に教育を通して変えていくことにもなります。憲法9条の存在によって国際的信頼を得てきた日本の国のあり方を根本から覆すものであり、許されるものではありません。

集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法化をやめ、安全保障法制に関して国民に開かれた議論を進めることを国に求めることは当然のことです。

次に議員提出議案第345号「政党助成金の廃止を求める意見書」についてです。

政党助成金制度は、1995年、金権政治一掃を求める国民の声を受け、政治改革の名のもとに、「企業・団体献金を禁止するから」という口実で、小選挙区比例代表並立制とともに導入・施行されました。以来、20年間にわたり、総額約6,311億円の助成金がばらまかれた政党は、昨年まででも43党にのぼり、うち33党が解散・消滅したとされます。その一方で企業・団体献金は温存され、政党助成金との二重取りが続けられ、カネの力で政治がゆがめられているのが現実です。

まさに有権者不在で、理念も政策もなく、助成金目当てに政党・政治家が離合集散を相も変わらず繰り返し、政党の劣化極まれの状況です。

政党は、何の苦労もなく巨額の税金を手にし、受け取ったら何に使おうが勝手放題で、国民には「自立・自助」を説き、社会保障を後退させ、消費税増税を押しつけておきながら、たとえば自民党の本部財政は約6割、民主党の本部財政は約8割を助成金で賄う「国営政党」です。「政治とカネ」への感覚を麻痺させ、政党を墮落させ、大臣の辞任も相次ぐ腐敗政治をつくりだす根源がこの政党助成金です。

国民は本来、自らの思想、信条に従い、支持政党に寄付する自由と権利があり、政治資金の拠出は、国民の政治参加の権利そのものです。ところが政党助成金は、国民が自ら支持しない政党に対しても強制的に寄付させられる制度であり、「思想・信条の自由」や「政党支持の自由」を侵す憲法違反の制度です。直ちに廃止を求めることは当然のことです。

次に、議員提出議案第350号「全国原発を再稼働しないよう求める意見書」および請願331号についてです。

福島原発事故が示したことは、安全な原発などありえないこと、ひとたび原発が事故を起こせば、その被害は時間的にも空間的にも社会的にも拡大し続けること、原発

と人類とは共存しえないことです。知事が今議会で、「様ざまなところで分断と矛盾とを引き起こし、複雑化した課題の解決には極めて多くの時間と労力を要する」と繰り返し表明したとおりです。

まして福島原発事故の原因すら究明されておらず、事故収束の見込みもないなか、再稼働に走る姿勢は、原発を重要なベースロード電源と位置づける国のエネルギー基本計画に基づくものであり、事故収束とは言わないといいながら収束宣言を撤回せず、汚染水はブロックされている認識も変えず、福島の事故はすでに終わったものとして賠償も打ち切る方針も撤回せず、まさに福島切り捨てと一体のものです。再稼働は他県のことなどと、ひとつごとのように言うことは、福島原発事故の教訓をくみ取る姿勢を根本的に欠いている、と言わざるを得ません。

昨年5月、大飯原発運転差止訴訟において福井地方裁判所は、福島原発事故を受け、こう述べました。「原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染である」、「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。…かような事態を招く具体的危険性が万が一にでもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課されたもっとも重要な責務を放棄するに等しい」と明快です。

そして今日は、「すべての原発再稼働反対」「原発やめろ」の141回目の首相官邸前抗議行動が行なわれ、県内各地、全国各地でこれに呼応した行動が展開されます。県議会としてもこの声に応え、再稼働はやめるべきだと発信する重要な責務がある、と思います。

次に、議員提出議案第352号「介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の引上げを求める意見書」ならびに同第353号「介護報酬の引下げを行わないよう求める意見書」、および353号にかかる請願333号についてです。

介護報酬は3年に一度改定され、今回は、直接介護にあたる介護職員の処遇改善の特別な加算を含めても、全体で2.27%引き下げました。報酬全体を引き下げれば、労働条件改善などが絵に描いた餅にしかならないことは自明です。まして現在、消費税増税やアベノミクスによる物価高などで介護事業の経費が増えるなか、マイナス改定を実行すること自体、介護のさまざまな分野で深刻な矛盾や困難を引き起こすこともまた自明です。

厚労省は、団塊の世代が75歳を超える2025年には、介護職員が約30万人も不足すると推計していますが、その背景には介護労働者の低賃金があります。

賃金を含めた労働条件が人材不足の最大の原因であることがわかりきっている時に、

介護報酬の削減を実行すれば、介護現場の人手不足を加速させることは必至です。利用者に対するサービス内容の切り下げにも直結します。

まして特養ホームの待機者は県内でも1万2,000人を超え、家族の介護を理由に離職する現役世代も少なくなく、世代を超えた介護の危機は深刻です。しかも現在、県内平均が4,700円ほどの介護保険料は今年4月から5,500円を超えそうです。そうしたなかでの介護報酬削減は、政府の重大な責任放棄です。適切な介護報酬に引き上げること、介護保険財政に対する国庫負担割合を引き上げて、介護保険料の引き下げ、低所得者の利用料減免など、利用者・国民の負担の軽減を図ることは、自治体からも強く求められています。

これらの要望にかなうよう求める意見書・請願の内容は、県議会の意志として示すことが当然のことです。

次に議員提出議案第358号「労働時間の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書」並びに同357号「県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書」、及びこれらにかかる請願335号・334号についてです。

いま、日本の労働者をめぐる状況は、非正規雇用が約4割に拡大し、残業の上限規制がないために、平均残業時間がたとえばイギリスの78時間など欧州諸国と比べても突出して年182時間に達するなど過労死、過労自殺を生む温床となり、懸命に働いても貧困から抜け出せない低すぎる最低賃金など、働く人を守るルールがあまりに貧弱です。

岩盤どころかズブズブの軟弱地盤であるにもかかわらず、安倍政権は岩盤規制打破を掲げ、さらなる労働法制の規制緩和に踏み込もうとしています。財界団体のかねてからの要求にこたえ、「高度プロフェッショナル制度」の名のもと、一定の職務や年収の労働者を労働時間の対象外とし、残業代や夜間・休日出勤の手当てもなくしたり、「裁量労働制」の対象業務の拡大や、「フレックスタイム制度」の規制緩和をしたりすることは、労働者に長時間労働を押しつけるものです。

また、過半数労働組合などの意見さえ聞けば派遣労働者を無制限に使用できるようにし、正社員を派遣社員へ大々的に置き換えることが可能なしくみまで作ろうとしています。いま必要なことは、労働基準法に基づく1日8時間、週40時間以内の大原則を守り、残業上限を「月45時間」などとする厚労省「大臣告示」を法律化し、拘束力のあるものにする、派遣労働を臨時的・一時的業務に限定するよう抜本改正し、非正規から正社員への流れをつくることです。

同時に、一般的な賃金の実態に見合った十分な最低賃金の引上げも当然のことです。

以上の理由から、知事提出議案第1号、第71号は否決、議員提出議案第343号から

第 345 号、第 350 号、第 352 号、第 353 号、第 357 号、第 358 号の各号は可決、および請願 330 号、331 号、333 号から 335 号の各号は採択すべきことを表明し、討論を終わります。

以 上